

証券コード 6239
平成29年9月13日

株 主 各 位

大阪府貝塚市二色南町2番12号
(本社事務所 大阪府泉大津市なぎさ町6番1号)
株 式 会 社 ナ ガ オ カ
代表取締役社長 梅 津 泰 久

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年9月27日(水曜日)午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 大阪府泉大津市旭町22番45号

テクスピア大阪

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目 的 事 項
報 告 事 項

1. 第13期(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎法令及び定款第18条の規定に基づき、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」は当社ウェブサイト(<http://www.nagaoka-japan.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

なお、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」は、監査役が監査報告書を作成するに際して、事業報告の一部として、あわせて監査を受けております。また、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、あわせて監査を受けております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト(<http://www.nagaoka-japan.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年7月1日から)
(平成29年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の輸出、生産が緩やかに増加する一方、消費者マインドが硬直し個人消費が低迷するなど、力強さに欠ける状況となりました。世界経済は、英国のEU離脱や米国の政権交代により両国が保護主義的な政策に転換することが懸念される等、先行きが不透明な状況が続いています。

当社グループを取り巻く環境は、エネルギー関連事業では、原油価格が一定の水準まで回復し、中国において一部のプラント建設計画が動き出しているものの、プラント・オーナーによる投資が旺盛な状況に至るまでは回復しておらず、依然として、既存認証サプライヤー間の価格競争は厳しい状況が続いています。また、新たな準サプライヤーが中国において現れたことから、価格競争は一層激化しています。水関連事業については、国内では、東京オリンピックに向けた官公庁によるインフラ整備や民間の設備投資の需要があります。海外では、水処理設備に対するニーズはあるものの、政治・経済の動向による影響や技術選定等に時間を要していること等から受注を見込んでいた案件に進展が見られませんでした。

このような状況の下、当連結会計年度より、水関連事業にシフトした組織体制に変更し、主にケミレスの顧客ニーズの収集と実証実験機の提案等を行ってまいりました。当連結会計年度において、その多くは成約に至っていないものの、引合案件は出てきており、ケミレス採用に向けた商談を継続しております。今後も限られた経営資源を有効活用し、国内需要の掘り起こしに注力することで、受注拡充を図ります。海外ケミレスについては、受注を見込んでいた案件に進展が見られず、営業活動方針をいったん見直しておりましたが、継続案件とケミレスに対する需要が見込めるベトナム・マレーシア・タイに営業活動範囲を絞った上で活動を再開しています。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高2,900,761千円（前期比7.1％減）、営業損失592,644千円（前期は営業損失597,965千円）、経常損失594,148千円（前期は経常損失871,194千円）、親会社株主に帰属する当期純損失825,550千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失814,443千円）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりです。

a. エネルギー関連事業

中国において新規プラント建設と既存設備更新の需要を一部取り込みましたが、需要の縮小継続と新たな競争相手の出現により、価格競争は一層激化することとなりました。そのため、受注に至った案件についても非常に厳しい価格競争の上で受注しており、更には予定していた案件の失注も散見されました。その結果、売上高は1,737,467千円（前期比0.3%減）となりました。また、案件の失注や受注遅れに伴い工場の稼動が上がりなかったことから原価率が上昇したこと及びたな卸資産評価損を売上原価に計上したこと等により、セグメント損失は167,133千円（前期はセグメント損失296,965千円）となりました。

b. 水関連事業

受注済みである地方自治体向け水処理設備工事を確実に納めました。新規の国内需要の掘り起こしに時間を要していること、海外水事業を見直したこと等から、売上高は1,163,293千円（前期比15.7%減）となりました。また、海外において受注済みであるものの進展が見込めないプロジェクトの契約を解除したことに伴う貸倒損失の計上等により、セグメント損失は7,180千円（前期はセグメント利益237,592千円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は39,889千円です。これは主に、製品製造に必要な器具等を取得したことによるものです。

また、当社は、平成29年5月10日開催の取締役会において、貝塚工場を親会社である株式会社ハマダの化工機工場隣接地へ移転させることを決議しています。

- ① 移転予定地 兵庫県姫路市網干区近郊
- ② 設備内容 スクリーン等の製造工場の建屋及びクレーン等の整備
- ③ 投資予定額 100,000千円
- ④ 移転予定時期 平成29年9月

なお、移転する貝塚工場の建物等については、平成29年10月2日を引渡期日とした売却を決定しています。

③ 資金調達の状況

当社は、平成29年6月2日付で株式会社ハマダを割当先とする第三者割当増資により1,436,000株の新株式を発行し、930,528千円の資金調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (平成26年 6 月期)	第 11 期 (平成27年 6 月期)	第 12 期 (平成28年 6 月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (平成29年 6 月期)
売上高	—	5,858,371千円	3,123,744千円	2,900,761千円
経常利益又は経常損失 (△)	—	412,151千円	△871,194千円	△594,148千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	—	216,390千円	△814,443千円	△825,550千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	—	134円48銭	△393円04銭	△376円92銭
総資産	—	8,735,501千円	6,643,059千円	6,887,779千円
純資産	—	3,405,224千円	2,160,430千円	2,205,921千円
1株当たり純資産額	—	1,328円84銭	822円43銭	532円33銭

(注) 1. 第11期より連結計算書類を作成していますので、第10期の状況は記載していません。

2. 当社は、平成27年3月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っています。そのため、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しています。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (平成26年 6 月期)	第 11 期 (平成27年 6 月期)	第 12 期 (平成28年 6 月期)	第 13 期 (当事業年度) (平成29年 6 月期)
売上高	6,285,530千円	5,071,389千円	2,962,239千円	2,704,683千円
経常利益又は経常損失 (△)	431,490千円	348,385千円	△637,401千円	△488,867千円
当期純利益又は当期純損失 (△)	255,803千円	194,613千円	△793,692千円	△876,915千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	173円18銭	120円94銭	△383円02銭	△400円37銭
総資産	5,546,510千円	7,253,035千円	5,934,970千円	6,087,565千円
純資産	1,621,193千円	2,556,802千円	1,834,288千円	1,891,061千円
1株当たり純資産額	1,083円69銭	1,262円00銭	883円57銭	538円13銭

(注) 当社は、平成27年3月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っています。そのため、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社等に関する事項

会 社 名	資 本 金	当 社 に 対 す る 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ハ マ ダ コ ム	55,000千円	50.83% (50.83%)	不動産賃貸業
株 式 会 社 ハ マ ダ	55,020千円	50.83%	プラント建設工事、機械設備の 製造、土木建築一式工事等

- (注) 1. 株式会社ハマダは、平成29年6月2日付で当社株式1,436,000株を取得いたしました。これにより株式会社ハマダは、当社に対する議決権比率が50%を超えたため、新たに当社の親会社となりました。また、株式会社ハマダは、株式会社ハマダコムの完全子会社であり、株式会社ハマダコムも当社の親会社となりました。
2. 当社に対する議決権比率欄の()内は、間接所有割合で、内数で記載しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引については、当該取引が当社の事業に必要な取引であり、その取引条件が市場価格・水準を勘案した一般的な取引条件であるなど、事業活動上の通常の取引と同様であることに留意しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断及びその理由

親会社との取引に関しては、取締役会において当該取引の必要性及び取引条件の妥当性に留意したうえ審議し、当社の利益を害するものではないと判断いたしました。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
那 賀 日 造 設 備 (大 連) 有 限 公 司	82,319 (千中国元)	55.0	当社製品の製造

- (注) 1. 当社の連結子会社である那賀欧科(北京)貿易有限公司につきましては、平成29年2月14日開催の当社取締役会において解散することを決議しています。清算の日程につきましては、現地の法令に従い必要な手続きが完了次第、清算終了となる見込みです。
2. 当社の連結子会社である那賀水处理技術(瀋陽)有限公司並びに那賀(瀋陽)水務設備製造有限公司につきましては、清算手続中です。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度において、売上高が著しく減少し、その結果、重要な営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローは継続してマイナスとなりました。当連結会計年度においては、営業キャッシュ・フローは黒字であったものの、2期連続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しました。

このような状況下、当社は資本の充実に向けて具体的な検討を行い、平成29年6月2日付で株式会社ハマダを割当先とする第三者割当増資を実施し、資本の充実と財務体質の安定を図りました。なお、契約期限が平成29年9月30日である取引金融機関とのコミットメントライン契約の期限延長に向け、当該金融機関と協議を行っております。

① 収益力の強化

国内の水関連事業では、水道事業体の浄水施設を主体に、東京オリンピックに向けた官公庁によるインフラ整備、民間の設備投資、トンネル湧水等の土木工事関係、工業用地等における土壌や地下水汚染対策等の需要拡大が見込まれます。海外の水関連事業では、受注を見込んでいた案件が進展していないことから営業方針の見直しを行い、導入実績や引き合いのあるベトナム、マレーシア、タイに範囲を絞って営業活動を再開し、これら地域の官営浄水場や民間水処理施設向けにケミレスの普及を図ります。これらの需要を着実に取り組み、実績を積み上げることで、当社技術の浸透及び当社製品の認知度向上を図り、受注拡大を通じて収益基盤の確立を目指します。

エネルギー関連事業では、原油価格の変動や世界経済の良し悪しがプラント・オーナーの投資判断を左右しており、近年大幅に需要が縮小している状況が継続しています。原油価格は一定の水準まで回復し、中国において一部のプラント建設計画が動き出しているものの、プラント・オーナーによる投資が旺盛な状況には至っておりません。このようなマーケット環境の下、既存の認証サプライヤー間の価格競争は激化し、更には、中国で新たな準サプライヤーが現れたことで、価格競争はより一層激化することとなりました。

このような状況下、当社グループは貝塚工場と大連工場の2ヶ所の工場設備は過剰であると判断し、工場設備の在り方を検討した結果、貝塚工場の移転及び規模縮小を決定しました。過剰な設備からの脱却により、製造固定費の削減を実現するとともに、工場の稼働不足を補うための安値受注を回避することが可能となります。また、原価管理もより一層強化いたします。これにより、利益を確保できる案件にターゲットを絞った営業活動を行うことが可能となり、獲得できる利益の最大化を目指します。

② 経営基盤の強化

当社グループは、収益力の改善強化のため、組織管理体制の強化が必要であると考えています。コーポレート・ガバナンスの充実に取り組み、管理体制を強化し、経営リスクの低減を図り、効率的な組織運営を行っていきます。また、内部統制機能の強化を推進し、企業価値向上を実現する体制の構築に努めます。

(5) 主要な事業内容（平成29年 6 月30日現在）

セグメントの名称	事業内容
エネルギー関連事業	石油精製・石油化学プラント用の内部装置であるスクリーン・インターナルの製造・販売
水関連事業	取水用スクリーン及び建設向け排水用スクリーンの製造・販売、薬品を使わずに地下水を生物により浄化する超高速無薬注生物処理装置（ケミレス）の製造・販売、高速海底浸透取水システム（HiSIS、ハイス）の開発

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年 6 月30日現在）

① 当社

事業所名	所在地
本社	大阪府泉大津市なぎさ町
貝塚工場	大阪府貝塚市二色北町
東京営業所	東京都千代田区神田富山町
開発センター	大阪府貝塚市二色南町

② 子会社

那賀日造設備 （大連）有限公司	中国大連市
--------------------	-------

(7) 使用人の状況（平成29年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
エネルギー関連事業	7（－）名	△9（－）名
水関連事業	32（－）	△3（－）
全社（共通）	130（9）	△16（－）
合計	169（9）	△28（－）

- （注） 1．使用人数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員、嘱託社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しています。
- 2．全社（共通）として記載されている使用人数は、当社グループの管理部門及び製造部門に所属している者です。なお、当社グループの管理部門及び製造部門は、同一の従業員が複数の事業に従事しているため、全社（共通）に区分しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
105（9）名	△36（－）名	41.2歳	7.6年

- （注）使用人数は就業人員数（当社からグループ外への出向者を除き、グループ外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員、嘱託職員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年6月30日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社三井住友銀行	1,106,500
株式会社南都銀行	511,657
株式会社りそな銀行	448,250
株式会社伊予銀行	363,368
株式会社紀陽銀行	255,000

（注）当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行とシンジケーション方式の長期貸出コミットメント契約を締結しています。

当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は以下のとおりです。

貸出コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	1,793,000千円
差引額	207,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、前連結会計年度において、売上高が著しく減少し、その結果、重要な営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローは継続してマイナスとなりました。こうした状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していました。

当連結会計年度においても、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。背景として、エネルギー関連事業では、原油価格が一定の水準まで回復し、中国において一部のプラント建設計画が動き出しているものの、プラント・オーナーによる投資が旺盛な状況に至るまでは回復しておらず、依然として、既存認証サプライヤー間の価格競争は厳しい状況が続いています。また、新たな準サプライヤーが中国において現れたことから、価格競争は一層激化することとなりました。水関連事業では、海外で受注を見込んでいた案件が進展せず、営業方針の変更を余儀なくされました。

さらに、前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度においても経常損失を計上する見通しとなった段階で、当社が取引金融機関との間で締結しているコミットメントライン契約の財務制限条項に抵触する可能性が高まったことから、当面の事業資金を確保すべく取引金融機関と協議を重ねるとともに、資本の充実に向けて具体的な検討を行い、平成29年6月2日付で株式会社ハマダを割当先とする第三者割当増資を実施いたしました。その結果、取引金融機関より財務制限条項に抵触することによって発生する請求失期権を事前に放棄する旨の同意を得ております。

しかしながら、取引金融機関との間で締結しているコミットメントライン契約の期限が平成29年9月30日であり、当該契約の期限延長に向けて取引金融機関と協議中であることから、依然として、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しています。

当社グループは、これらの事象又は状況に対応すべく、「連結注記表 1. 継続企業の前提に関する注記」に記載のとおり、諸施策を遂行することで当該事象又は状況を解消し、業績及び財務状況の改善に努めてまいりますが、収益力の改善については実施途上であり、財務体質の安定については取引金融機関と協議を行いながら進めている途上であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 7,004,000株
- ② 発行済株式の総数 3,514,112株（自己株式25,088株を除く）
- ③ 株主数 1,461名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 ハ マ ダ	1,786,000	50.82
日 立 造 船 株 式 会 社	300,000	8.54
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	87,700	2.50
岡 部 由 枝	53,000	1.51
東 拓 工 業 株 式 會 社	50,000	1.42
株 式 会 社 S B I 証 券	44,800	1.27
橋 本 文 男	43,500	1.24
東 京 セ ン チ ュ リ ー 株 式 会 社	35,000	1.00
株 式 会 社 南 都 銀 行	35,000	1.00
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	28,300	0.81

- (注) 1. ストックオプションの行使及び平成29年6月2日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数は1,438,200株増加し、3,539,200株となりました。
2. 持株比率は自己株式25,088株を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入して表示しています。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成20年 6 月20日	平成20年 6 月20日
新 株 予 約 権 の 数		210個	275個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と な る 数		普通株式 21,000株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 27,500株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 84,000円 (1 株当たり 840円)	新株予約権 1 個当たり 84,000円 (1 株当たり 840円)
権 利 行 使 期 間		平成20年 7 月 1 日から 平成30年 6 月20日まで	平成20年 7 月 1 日から 平成30年 6 月20日まで
役 員 の 状 況 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 210個	新株予約権の数 50個
		目的となる株式数 21,000株	目的となる株式数 5,000株
		保有者数 1名	保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一 個	新株予約権の数 一 個
		目的となる株式数 一 株	目的となる株式数 一 株
		保有者数 一 名	保有者数 一 名
	監 査 役	新株予約権の数 一 個	新株予約権の数 一 個
		目的となる株式数 一 株	目的となる株式数 一 株
		保有者数 一 名	保有者数 一 名

		第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成25年 9 月27日
新 株 予 約 権 の 数		400個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 40,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 130,000円 (1 株当たり 1,300円)
権 利 行 使 期 間		平成27年 9 月28日から 平成35年 9 月27日まで
役 員 状 況 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 400個
		目的となる株式数 40,000株
		保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一 個
		目的となる株式数 一 株
		保有者数 一 名
	監 査 役	新株予約権の数 一 個
		目的となる株式数 一 株
		保有者数 一 名

- (注) 1. 第3回から第5回の新株予約権の中で、取締役1名(石田知孝氏)に付与している新株予約権のうち50個(5,000株)は、取締役就任前に付与したものです。
2. 平成29年8月10日開催の取締役会において、全ての新株予約権を無償取得し、同日付で消却を行っています。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年 6 月30日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	梅 津 泰 久	那賀日造設備（大連）有限公司 董事
取 締 役	石 田 知 孝	エネルギー事業本部長 那賀日造設備（大連）有限公司 董事長
取 締 役	大 岩 忠 男	水事業本部長
取 締 役 会 長	三 村 等	
常 勤 監 査 役	瀧 川 佳 秀	公認会計士 公認会計士瀧川佳秀事務所 所長
監 査 役	木 村 圭 二 郎	弁護士 共栄法律事務所 代表パートナー 日本電気硝子株式会社 社外監査役
監 査 役	前 田 信 二	公認会計士 梅ヶ枝中央会計株式会社 代表取締役

- （注） 1. 取締役 梅津泰久氏は、平成29年 2 月 9 日付で社外取締役から代表取締役社長に就任しました。
2. 取締役 石田知孝氏は、平成29年 2 月 9 日付で専務取締役から取締役に就任しました。
3. 取締役 三村等氏は、平成29年 2 月 9 日付で代表取締役社長から取締役会長に就任しました。
4. 監査役 瀧川佳秀氏、監査役 木村圭二郎氏及び監査役 前田信二氏は、社外監査役です。
5. 監査役 瀧川佳秀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 監査役 前田信二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 当社は、監査役 瀧川佳秀氏、監査役 木村圭二郎氏及び監査役 前田信二氏の 3 名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
大 村 和 男	平成28年 9 月28日	任期満了	取締役
山 田 克 彦	平成29年 3 月31日	辞 任	取締役

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	7 名	64,930千円
監 査 役	3 名	24,205千円
合 計 (うち社外役員)	10名 (4名)	89,135千円 (28,685千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 員数及び報酬等の額には、期中に退任した取締役を含めて記載しています。
3. 取締役 梅津泰久氏は、期中に社外取締役から代表取締役社長に就任したため、員数及び報酬等の額について、社外取締役在任期間分は社外役員として、代表取締役社長在任期間分は取締役として記載しています。
4. 取締役の報酬限度額は、平成25年 9 月27日開催の第 9 期定時株主総会において、年額280,000千円以内（うち社外取締役15,000千円以内）と決議いただいています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。
5. 監査役の報酬限度額は、平成25年 9 月27日開催の第 9 期定時株主総会において、年額35,000千円以内と決議いただいています。

(4) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役 瀧川佳秀氏は、公認会計士瀧川佳秀事務所の所長を兼務しています。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 木村圭二郎氏は、共栄法律事務所の代表パートナー及び日本電気硝子株式会社の社外監査役を兼務しています。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 前田信二氏は、梅ヶ枝中央会計株式会社の代表取締役を兼務しています。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 梅津泰久氏は、社外取締役在任中、マエストロパートナーズ株式会社の代表取締役を兼務していました。当社と社外取締役在任中の兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

会 社 に お け る 地 位	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
常 勤 監 査 役	瀧 川 佳 秀	当事業年度に開催された取締役会全18回すべてに出席し、また当事業年度に開催された監査役会全22回すべてに出席しました。公認会計士としての豊富な経験及び知見に基づき発言を適宜行っています。
監 査 役	木 村 圭 二 郎	当事業年度に開催された取締役会全18回中17回に出席し、また当事業年度に開催された監査役会全22回中21回に出席しました。主として弁護士としての専門的見地から発言を適宜行っています。
監 査 役	前 田 信 二	当事業年度に開催された取締役会全18回すべてに出席し、また当事業年度に開催された監査役会全22回すべてに出席しました。公認会計士としての豊富な経験及び知見に基づき発言を適宜行っています。

(注) 取締役 梅津泰久氏は、平成29年2月9日付で社外取締役から代表取締役社長に就任しています。社外取締役在任期間中の出席状況及び発言状況については、当該期間中に開催された取締役会全11回すべてに出席しました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から発言を適宜行いました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としています。なお、当社と梅津泰久氏は、社外取締役在任期間中に上記契約を締結していました。

④社外取締役を置くことが相当でない理由

取締役 梅津泰久氏が社外取締役から代表取締役社長に就任したことに伴い、新たな社外取締役の選任について検討していましたが、適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりませんでした。

このたび、監査等委員会設置会社に移行することを決定し、適任の社外取締役候補者を確保することができましたので、平成29年9月28日開催の当社第13期定時株主総会に社外取締役の選任議案を上程することとしました。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 当社の子会社である那賀日造設備（大連）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けています。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の再任の適否について每期検討いたします。また、会計監査人の解任及び不再任については次の方針に基づいて判断いたします。

イ. 解任の方針

会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、会計監査人が会社法や公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、又は、会計監査人の監査の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力、監査報酬の水準等を勘案し、監査が著しく不十分であると判断した場合

ロ. 不再任の方針

会計監査人の監査の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力、監査報酬の水準等を勘案し、効率性等の観点から不再任を相当とする事由がある場合

連結貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,891,999	流動負債	3,964,540
現金及び預金	2,365,874	支払手形及び買掛金	337,418
受取手形及び売掛金	1,702,888	短期借入金	1,806,000
商品及び製品	3,565	1年内返済予定の長期借入金	1,363,769
仕掛品	167,842	1年内償還予定の社債	80,000
原材料及び貯蔵品	482,833	リース債務	55,937
繰延税金資産	52,202	未払金	42,116
その他	145,269	未払費用	72,045
貸倒引当金	△28,477	未払法人税等	16,039
固定資産	1,995,780	繰延税金負債	6,158
有形固定資産	1,617,605	前受金	75,203
建物及び構築物	1,058,162	賞与引当金	3,322
機械装置及び運搬具	315,999	資産除去債務	65,314
工具器具及び備品	74,157	その他	41,215
リース資産	169,285	固定負債	717,316
無形固定資産	276,900	社債	60,000
投資その他の資産	101,274	長期借入金	180,070
繰延税金資産	863	リース債務	14,357
その他	123,776	繰延税金負債	1,453
貸倒引当金	△23,365	違約金負担損失引当金	243,907
		退職給付に係る負債	85,439
		資産除去債務	8,536
		長期前受収益	115,080
		その他	8,471
		負債合計	4,681,857
		(純資産の部)	
		株主資本	1,729,649
		資本金	1,253,241
		資本剰余金	1,275,938
		利益剰余金	△778,488
		自己株式	△21,041
		その他の包括利益累計額	141,021
		繰延ヘッジ損益	△274
		為替換算調整勘定	141,295
		非支配株主持分	335,251
		純資産合計	2,205,921
資産合計	6,887,779	負債及び純資産合計	6,887,779

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(平成28年 7 月 1 日から)
(平成29年 6 月 30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	売上		2,900,761
	売上原価		2,410,974
販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費		489,786
	営業外損益		1,082,431
営業外収入	営業外収入		592,644
	受取利息	1,484	
為替差益	為替差益	36,001	
	スラップ売却益	17,240	
補助金の収入	補助金の収入	16,298	
	その他	15,154	86,179
営業外費用	営業外費用		
	支払利息	36,454	
支払手数料	支払手数料	5,019	
	株式交付費	27,011	
減価償却費	減価償却費	12,966	
	その他	6,232	87,684
経常損失	経常損失		594,148
	特別利益		
特定損失	特定資産売却益	1,144	1,144
	特別損失		
減価償却損	減価償却損	102,097	
	固定資産除却損	3,875	
違約金負担損失引当金繰入額	違約金負担損失引当金繰入額	240,205	
	事業整理損	12,397	358,575
税金等調整前当期純損失	税金等調整前当期純損失		951,580
	法人税、住民税及び事業税	9,131	
法人税等調整額	法人税等調整額	9,096	18,227
	当期純損失		969,808
非支配株主に帰属する当期純損失	非支配株主に帰属する当期純損失		144,257
	親会社株主に帰属する当期純損失		825,550

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から)
(平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	787,350	810,047	47,062	△21,000	1,623,460
当連結会計年度変動額					
新株の発行	465,891	465,891			931,782
親会社株主に帰属する当期純損失			△825,550		△825,550
自己株式の取得				△41	△41
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	465,891	465,891	△825,550	△41	106,189
当連結会計年度末残高	1,253,241	1,275,938	△778,488	△21,041	1,729,649

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	繰 延 へ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当連結会計年度期首残高	△2,223	86,133	83,910		453,060	2,160,430
当連結会計年度変動額						
新株の発行						931,782
親会社株主に帰属する当期純損失						△825,550
自己株式の取得						△41
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,948	55,162	57,110		△117,809	△60,698
当連結会計年度変動額合計	1,948	55,162	57,110		△117,809	45,491
当連結会計年度末残高	△274	141,295	141,021		335,251	2,205,921

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

貸 借 対 照 表

(平成29年 6 月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,951,686	流 動 負 債	3,841,122
現 金 及 び 預 金	1,930,710	支 払 手 形	132,498
受 取 手 形	141,167	買 掛 金	168,381
電 子 記 録 債 権	228,397	短 期 借 入 金	1,806,000
売 掛 金	1,231,532	1年内返済予定の長期借入金	1,343,846
商 品 及 び 製 品	3,565	1年内償還予定の社債	80,000
仕 掛 品	118,007	リ ー ス 債 務	1,940
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	448,546	未 払 金	54,478
前 渡 金	4,443	未 払 費 用	61,809
前 払 費 用	9,128	未 払 法 人 税 等	16,039
短 期 貸 付 金	750,000	前 受 金	75,203
未 収 入 金	4,441	預 り 金	28,700
関係会社未収入金	52,611	資 産 除 去 債 務	65,314
繰 延 税 金 資 産	55,873	そ の 他	6,911
貸 倒 引 当 金	4,818	固 定 負 債	355,380
固 定 資 産	△31,559	社 債	60,000
有 形 固 定 資 産	1,135,878	長 期 借 入 金	180,070
建 物	443,989	リ ー ス 債 務	2,664
構 築 物	7,741	繰 延 税 金 負 債	10,199
機 械 装 置	94,775	退 職 給 付 引 当 金	85,439
工 具 器 具 及 び 備 品	27,790	長 期 未 払 金	8,471
リ ー ス 資 産	3,685	資 産 除 去 債 務	8,536
無 形 固 定 資 産	17,502	負 債 合 計	4,196,503
電 話 加 入 権	1,333	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	16,168	株 主 資 本	1,891,336
投 資 そ の 他 の 資 産	540,393	資 本 金	1,253,241
関係会社出資金	441,600	資 本 剰 余 金	1,275,938
長 期 前 払 費 用	617	資 本 準 備 金	1,248,338
差 入 保 証 金	43,068	そ の 他 資 本 剰 余 金	27,600
保 険 積 立 金	55,097	利 益 剰 余 金	△616,801
破 産 更 生 債 権 等	21,853	そ の 他 利 益 剰 余 金	△616,801
そ の 他	10	繰 越 利 益 剰 余 金	△616,801
貸 倒 引 当 金	△21,853	自 己 株 式	△21,041
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△274
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△274
		純 資 産 合 計	1,891,061
資 産 合 計	6,087,565	負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,087,565

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(平成28年 7 月 1 日から)
(平成29年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,704,683
売上原価	2,220,769
売上総利益	483,914
販売費及び一般管理費	957,936
営業損失	474,022
営業外収益	
受取利息	9,785
為替差益	18,659
スクラップ売却益	14,283
その他の	9,173
営業外費用	
支払利息	26,875
社債利息	1,541
支払手数料	5,019
株式交付費	27,011
その他の	6,299
経常損失	488,867
特別損失	
減損損失	102,097
固定資産除却損	3,875
関係会社出資金評価損	266,000
税引前当期純損失	860,840
法人税、住民税及び事業税	5,397
法人税等調整額	10,677
当期純損失	876,915

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(平成28年 7 月 1 日から)
(平成29年 6 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	787,350	782,447	27,600	810,047	260,114	△21,000	1,836,512
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	465,891	465,891		465,891			931,782
当 期 純 損 失					△876,915		△876,915
自己株式の取得						△41	△41
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	465,891	465,891	—	465,891	△876,915	△41	54,824
当 期 末 残 高	1,253,241	1,248,338	27,600	1,275,938	△616,801	△21,041	1,891,336

	評価・換算 差 額 等 繰延ヘッジ 損 益	純 資 産 計 合
当 期 首 残 高	△2,223	1,834,288
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		931,782
当 期 純 損 失		△876,915
自己株式の取得		△41
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,948	1,948
当 期 変 動 額 合 計	1,948	56,773
当 期 末 残 高	△274	1,891,061

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 8 月10日

株式会社ナガオカ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 土 居 正 明 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三 宅 潔 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナガオカの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガオカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において、売上高が著しく減少し、重要な営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローは継続してマイナスとなった。当連結会計年度においても、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 8 月10日

株式会社ナガオカ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 土 居 正 明 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三 宅 潔 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナガオカの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において、売上高が著しく減少し、重要な営業損失を計上した。当事業年度においても、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な工場等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年 8 月17日

株式会社ナガオカ 監査役会

常勤社外監査役 瀧 川 佳 秀 ㊞

社外監査役 木 村 圭二郎 ㊞

社外監査役 前 田 信 二 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行い、あわせて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
第5条 (条文省略) 第2章 株 式 第6条～第11条 (条文省略) 第3章 株主総会 第12条～第15条 (条文省略) (議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。 第17条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役は10名以内とする。 (新 設) (選任方法) 第20条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。	第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 第6条～第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第12条～第15条 (現行どおり) (議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに<u>当会社</u>に提出するものとする。 第17条～第18条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は10名以内とする。 <u>2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u> (選任方法) 第20条 当会社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。

現 行 定 款	変 更 案
2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決し、累積投票によらないものとする。 (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設) (新 設)	(現行どおり) (任期) 第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除) <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力)</u> 第22条 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第22条～第23条 (条文省略) (招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。また、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第23条～第24条 (現行どおり) (招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。また、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第25条～第26条 (条文省略) (新 設) (議事録) 第27条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印して当会社に保存する。 (取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるものの他、取締役会の定める取締役会規程による。	第26条～第27条 (現行どおり) <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第28条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (議事録) 第29条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印して当会社に保存する。 (取締役会規程) 第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。	(報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によってこれを定める。
第30条 (条文省略)	第32条 (現行どおり)
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	(削 除)
(員数)	(削 除)
第31条 <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u>	
(選任方法)	(削 除)
第32条 <u>当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u>	
2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u>	
(任期)	(削 除)
第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
(補欠監査役の選任に係る決議の効力)	(削 除)
第34条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
(<u>常勤監査役</u>)	(削 除)
第35条 <u>常勤監査役は、監査役会の決議によって選定する。</u>	
(<u>招集通知</u>)	(削 除)
第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。また、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	
(<u>決議</u>)	(削 除)
第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	
(<u>議事録</u>)	(削 除)
第38条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印して当会社に保存する。</u>	
(<u>監査役会規程</u>)	(削 除)
第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるものの他、監査役会の定める監査役会規程による。</u>	
(<u>報酬等</u>)	(削 除)
第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除)	(削 除)
第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の 監査役（監査役であった者を含む。）の責任を 法令の限度において免除することができる。	
2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、監 査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定 する契約を締結することができる。ただし、当 該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定 める額とする。	(削 除)
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	(招集通知)
	第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前まで にこれを発する。また、緊急の必要がある場合 は、この期間を短縮することができる。ただ し、監査等委員全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで監査等委員会を開催するこ とができる。
(新 設)	(決議)
	第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることがで きる監査等委員の過半数が出席し、その過半数 をもって行う。決議につき特別の利害関係を有 する監査等委員は、議決に加わることができな い。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(議事録)</u>
	第35条 監査等委員会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印して当会社に保存する。
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
	第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第42条～第43条 (条文省略)	第37条～第38条 (現行どおり)
第7章 計 算	第7章 計 算
第44条～第47条 (条文省略)	第39条～第42条 (現行どおり)
(新 設)	附則
	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第13期定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	梅 津 泰 久 (昭和36年6月30日生)	昭和59年4月 伊藤忠商事(株) 入社 平成12年11月 日本アジア投資(株) 入社 平成13年3月 同社米国法人 JAIC America, Inc. President&COO 平成21年4月 マエストロパートナーズ有限責任事業組合 設立 共同代表パートナー 平成23年9月 当社 社外取締役 平成24年1月 マエストロパートナーズ(株) 設立 代表取締役 平成29年2月 当社 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 那賀日造設備（大連）有限公司 董事	一株
【取締役候補者とした理由】 梅津泰久氏は、経営者として豊富なマネジメントの経験と知識を持ち、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの代表取締役社長としての職責を果たしています。これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	い し だ と も た か 石 田 知 孝 (昭和43年10月10日生)	平成6年4月 ㈱ナガオカ (旧ナガオカ) 入社 平成16年11月 ㈱ナガオカスクリーン (現当社) 入社 平成23年7月 当社 執行役員生産本部長 平成23年9月 当社 取締役生産本部長 平成29年2月 当社 取締役エネルギー事業本部長(現任) (重要な兼職の状況) 那賀日造設備 (大連) 有限公司 董事長	500株
		【取締役候補者とした理由】 石田知孝氏は、当社エネルギー事業における豊富な経験と幅広い識見を有しており、現在も当社のエネルギー事業本部長としてリーダーシップを発揮しています。これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。	
3	お お い わ た だ お 大 岩 忠 男 (昭和31年8月6日生)	昭和54年4月 ㈱松村組 入社 平成22年6月 当社 入社 平成24年7月 当社 執行役員環境開発部長 平成25年7月 当社 執行役員開発エンジニアリング部長 平成28年9月 当社 取締役開発エンジニアリング本部長 平成29年2月 当社 取締役水事業本部長(現任)	700株
		【取締役候補者とした理由】 大岩忠男氏は、水・環境分野における豊富な経験と幅広い識見を有しており、現在も当社の水事業本部長としてリーダーシップを発揮しています。これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	ふ 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	たて 楯 本 智 也 (昭和37年11月8日生)	昭和60年4月 磯じまん(株) 入社 平成2年9月 (株)布谷 入社 平成13年4月 (株)ヴィーナス・ファンド 入社 平成14年5月 同社 取締役 平成16年4月 (株)WDB (現WDBホールディングス(株)) 入社 平成19年6月 同社 取締役管理本部長 平成24年12月 フローバル(株) 入社 平成28年4月 当社 入社 平成28年7月 当社 上席理事管理本部長(現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 楯本智也氏は、管理部門における豊富な経験と幅広い識見を有しており、現在も当社の管理本部長としてリーダーシップを発揮しています。これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。			

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。
本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	ぼう だ たい すけ 帽 田 泰 輔 (昭和36年2月20日生)	昭和59年4月 ㈱浜田組 (現㈱ハマダ) 入社 平成10年3月 米谷紙管製造㈱ 社外取締役 (現任) 平成15年5月 ㈱浜田海陸 監査役 (現任) 平成17年1月 ㈱ハマダ 取締役 平成22年7月 同社 常務取締役 平成24年5月 ㈱アステック 社外取締役 (現任) 平成24年7月 ㈱ハマダ 代表取締役社長 (現任) ㈱ハマダコム 代表取締役社長 (現任) 平成27年7月 ㈱ハーベスト 代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱ハマダ 代表取締役社長 ㈱ハマダコム 代表取締役社長 ㈱ハーベスト 代表取締役 ㈱アステック 社外取締役 米谷紙管製造㈱ 社外取締役 ㈱浜田海陸 監査役	一株
【取締役候補者とした理由】 帽田泰輔氏は、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験・見識を活かし、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ 氏 (生 年 月 日) り が な 名	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	なか 井 康 之 (昭和31年 1 月 3 日生)	昭和57年 4 月 弁護士登録 堂島法律事務所 入所 平成19年 4 月 同事務所 代表パートナー (現任) (重要な兼職の状況) 堂島法律事務所 代表パートナー	一株
【社外取締役候補者とした理由】 中井康之氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。これらの経験・見識を活かし、経営から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			
3	きく 池 健 太 郎 (昭和50年 4 月 24 日生)	平成13年10月 朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入所 平成18年 6 月 公認会計士登録 平成28年10月 菊池健太郎公認会計士事務所 設立 所長 (現任) 平成28年12月 税理士登録 (重要な兼職の状況) 菊池健太郎公認会計士事務所 所長	一株
【社外取締役候補者とした理由】 菊池健太郎氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。これらの経験・見識を活かし、経営から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 帽田泰輔氏は、当社の親会社であります株式会社ハマダ及び株式会社ハマダコム の代表取締役社長であり、当社は株式会社ハマダと営業取引関係があります。中井康之氏及び菊池健太郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 帽田泰輔氏の上記「略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)」の欄には、当社の親会社であります株式会社ハマダ及び株式会社ハマダコム並びにその子会社における、現在又は過去5年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しています。
3. 中井康之氏及び菊池健太郎氏は社外取締役候補者です。なお、本総会において両氏の選任が原案どおり承認可決されることを条件として、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
4. 帽田泰輔氏、中井康之氏及び菊池健太郎氏の選任が原案どおり承認可決された場合には、当社は各氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定です。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
越本幸彦 (昭和54年8月25日生)	平成15年10月 弁護士登録 弁護士法人御堂筋法律事務所 入所 平成23年1月 同弁護士法人 パートナー (現任) 平成26年5月 医療法人熊愛会 監事 (現任) 平成26年6月 ㈱日本恒順 社外取締役 (現任) 平成26年8月 医療法人高橋クリニック 理事 (現任) 平成29年8月 上場企業独占禁止法社内調査委員会 委員 (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー 医療法人熊愛会 監事 ㈱日本恒順 社外取締役 医療法人高橋クリニック 理事 上場企業独占禁止法社内調査委員会 委員	一株
【社外取締役候補者とした理由】 越本幸彦氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として専門的知見及び経験を有することから、当社の経営全般にわたり、専門的見地による適切な指導・助言をいただくことができると考え、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 越本幸彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 越本幸彦氏は補欠の社外取締役候補者です。
3. 越本幸彦氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定です。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成25年9月27日開催の第9期定時株主総会において、年額280,000千円以内（うち、社外取締役分15,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、これを廃止したうえで、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額280,000千円以内（うち、社外取締役分15,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役の員数は4名（うち、社外取締役0名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は4名（うち、社外取締役0名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額35,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第 7 号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が桜橋監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が当社の会計監査人に必要な専門性、独立性及び適切性を備えており、職務遂行能力等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	桜橋監査法人		
主 たる 事 務 所	大阪市北区梅田 3 丁目 4 番 5 号 毎日新聞ビル 8 階		
沿 革	平成19年11月 桜橋監査法人 設立		
概 要 (平成29年 6 月30日 現在)	監 査 関 与 会 社	5 社	
	資 本 金	5 百万円	
	構 成 人 員	社 員	7 名
		職 員 公 認 会 計 士	4 名
		その他専門職	2 名
		合 計	13 名

以上

メ 毛

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府泉大津市旭町22番45号
テクスピア大阪



交通のご案内

●南海本線…泉大津駅から徒歩3分



